

入札参加資格登録業者 各位
（「建設工事」「工事関係委託」登録業者）

会津美里町長 杉山 純一
（公印省略）

令和 5 年度における建設工事等に係る制度改正について（通知）
このことについて、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 建設工事等に係る前払金等の被災地特例の延長について

（1）前払金の割合に係る特例

国は、東日本大震災の被災 3 県における適正な施工等の確保を目的として、平成 23 年度より工事及び工事関係委託（測量設計等）に係る前払金の割合を引き上げる特例を講じてきたところであり、当町においても同様の取り扱いとしてきました。

つきましては、令和 5 年度においても国において上記特例が延長されるため、令和 4 年度同様、前払金の割合を工事は 4.5 割、工事関係委託は 3.5 割とするものです。

なお、令和 6 年度以降は特例を廃止する（工事が 4 割、工事関係委託が 3 割）予定である旨が国より通知されていることを申し添えます。

項目	原則	平成 23 年～ 令和 3 年度 （特例）	令和 4 年度 令和 5 年度 （特例継続）	令和 6 年度～ （特例廃止予定） ※原則どおり
工事	4 割	5 割	4.5 割	4 割
工事関係委託	3 割	4 割	3.5 割	3 割

（2）前払金の使途の特例について（当町工事請負契約約款の一部改正）

工事における前払金の使途拡大については、国に準じ、当町においても継続します。

<参考>

◇ 対象となる前払金

令和 6 年 3 月 31 日までに新たに契約を締結する案件（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの。

◇ 使途拡大の内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します（ただし、充当可能額は前払金額の 100 分の 25 まで）。

2 町工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用基準の改正について

（1）趣旨

昨今の急激な資材価格高騰を踏まえた国及び県の単品スライド条項の運用の一部

改正に準じ、当町工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用基準を改正しました。

改正により、受注者が実際に購入した金額を用いてスライド額を算定する等、より実勢に沿った対応が可能となりました。

(2) 改正概要

これまでの取扱いに加え、次の運用を可とします。

ア 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とします。

イ 鋼材類については、特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とします。

(3) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(事務担当：総務課管財契約係 電話 0242-55-1122)